

国民年金

より多くの年金を受けたい人はぜひご利用ください

「付加年金」

国民年金第1号被保険者や任意加入被保険者が、定額保険料（月額15,590円）に付加保険料（月額400円）を上乗せして納付すると、次の計算による額が付加年金として老齢基礎年金に加算されます。

●付加年金額＝200円×付加保険料を納めた月数

たとえば10年間付加保険料を納めると…

200円×12カ月×10年＝

年額24,000円が加算

必要なもの 年金手帳

申請・問合先 国保年金課

「国民年金基金」

国民年金基金は、老齢基礎年金に上乗せして給付する公的な個人年金制度です。

対象 国民年金第1号被保険者で、定額保険料を納付している人

掛け金 加入時の年齢や性別によって変わります。納めた掛け金は全額、国民年金保険料と同様に、社会保険料控除の対象に

なります。

申込・問合先 大阪府国民年金基金 ☎0120・654・192

◆付加年金も国民年金基金も保険料の免除や若年者納付猶予、学生納付特例を受けている期間は加入できません。

また、両方同時に加入することもできません。

国民健康保険

問合先 国保年金課

国民健康保険証の更新

■新しい保険証を送付します

現在交付している保険証（薄い紫色）は11月1日以降使用できません。

新しい保険証（薄い緑色）を10月下旬に簡易書留郵便で送付しますので、11月1日以降は新しい保険証を使用してください。

●75歳になる人

11月1日以降に75歳になる人は、保険証の有効期限が75歳の誕生日の前日となっています。それ以降は後期高齢者医療制度の対象となるため、新たに後期高齢者医療制度の保険証を75歳になる前に郵送します。

●外国籍の人

来年の10月31日までに在留期間の満了を迎える外国籍の人は、保険証の有効期限が在留期間の満了日までとなります。在留期間を延長した場合は、保険証の更新手続きが必要です。

■保険料に未納がある世帯は 早めに相談を！

保険料に未納があり、納付相談が済んでいない世帯は、保険証更新までに相談が必要です。相談が済んでいないと、保険証は窓口での更新となります。

保険料の納付はお済みですか？

11月2日(月)は

第5期分の納期限です

保険料を未納のままにしておくと、保険証の有効期限が短くなるほか、資格証明書の交付となる場合があります。また、納期限までに納めた人との公平性を保つため、滞納している人の財産（不動産・預貯金・給料など）を調査し、差し押さえることもあります。納付が困難な事情がある場合は、相談してください。

「口座振替をご利用ください」

国民健康保険料を年金から差し引いて納付される人以外は、原則、口座振替での納付をお願

いしています。口座振替は一度の登録手続きで納期ごとに自動的に引き落としされるため、納めに行く手間も省けます。

また、保険料の還付が発生した場合には、口座への振込で還付しますので、還付のたびに申請や来庁していただく必要もありません。

現在、納付書で納付されている世帯は、便利で忘れのない口座振替の手続きをしていただき、口座振替の推進にご協力をお願いします。

※国保年金課窓口では、専用端末にキャッシュカードを通して暗証番号を入力することで、口座振替の手続きができますので、ご利用ください。（大阪泉州農業協同組合、近畿労働金庫は除く。また、一部取り扱いできないカードもあります。詳しくは問い合わせてください。）

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料 夜間の納付相談と窓口納付

月に1度、夜間相談窓口を開設しています。保険料の納付や国民健康保険の加入（他の健康保険からの切替）・資格喪失手続きもできます。

日時 毎月第3木曜日（祝日除く）午後5時30分～8時

場所・問合先 国保年金課

税

問合先 税務課

法人市民税に係る開設届を

法人市民税とは、市内に事務所、事業所または寮などがある法人および人格のない社団など（収益事業を行うものに限る）が納める税金です。市内に新しく会社を設立したとき、事務所などを開設したときは届出が必要です。（税務署および府税事務所への提出とは別に届出が必要です）

法人市民税には、国税の法人税額を課税標準として算出する法人税割額と、資本金等の額と市内の従業員者数により算出する均等割額があり、事業年度終了の日の翌日から2カ月以内に、申告書を税務課へ提出するとともに、法人税割額と均等割額の合計額を納付していただくことになっています。

※赤字決算となり、法人税額が0円となった場合も、均等割がかかりますので、申告と納付が必要です。また、申告義務があるにもかかわらず申告書の提出がない場合、未申告法人として調査し、その結果により「決定」の行政処分をすることがあります。

詳しくは税務課 税務総務係へ問い合わせてください。

市・府民税
第3期分の納期限は
11月2日(月)です
領収書はお支払い済みの証拠となるものなので、大切に保管してください。
問合先 税務課

税務署からのお知らせ

問合先 泉佐野税務署
☎462・3471

社会保障・税番号制度

(マイナンバー)

社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)が導入されます。10月から個人番号(マイナンバー)・法人番号が通知され、来年1月から順次利用が開始されます。

※国税に関する社会保障・税番号制度について詳しくは、国税庁ホームページ内の「社会保障・税番号制度(マイナンバー)について」をご覧ください。

人権の広場

なくそう 部落差別調査!

10月は「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」啓発推進月間です

「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」は、部落差別事象の発生を防止し、基本的な人権を擁護するため、部落差別を引き起こすおそれのある個人および土地に関する事項の調査、報告などの行為を規制しています。

●差別につながる個人調査や土地調査の依頼はしない!!
●依頼があっても調査報告はしない!!

問合先 人権推進課



パープルリボン・ツリー

制作活動

パープルリボンは女性に対する暴力根絶運動のシンボル

日時 10月20日(火)

午後1時~3時

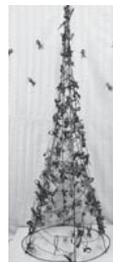
場所 レイクアルスタープラザ・カワサキ生涯学習センター

監修 山崎澄子さん

(ワイヤークラフト講師)

問合先 いずみさの女性センター (☎469・7125)

※申込不要、参加無料



いずみさの

男女共同参画ひろめ隊

レインボーパートナーズ

■10月ガーベラの会

手話ダンス体験講座

「優しくと温かさに包まれて」音楽のメロディーに合わせて手話を一緒に学びませんか。

日時 10月30日(金)

午前10時~正午

場所 レイクアルスタープラザ

ガ・カワサキ生涯学習センター

定員 10人(先着順)

講師 花篤道子さん(いずみさの男女共同参画ひろめ隊登録講師)

持ち物

タオル、飲み物、上靴

※服装は動きやすいもので

申込・問合先 10月1日(木)以降に電話でいずみさの女性センター (☎469・7125) へ

※参加無料。一時保育(1歳児就学前)あり、希望者は申込時に

■月1ラジオ体操会
「美しく」歩くポスチュアウォーキングは、毎日の生活の中でできる効率的なエクササイズです。秋空の下、散歩しながら、心も身体も変化する美しいエクササイズウォーキングを体験してみませんか。

日時 11月2日(月)

午前10時~正午

場所 南部市民交流センター本館

定員 20人(先着順)

講師 渡辺宏美さん(ポスチュアスタイリスト)

持ち物 タオル、飲み物

申込・問合先 人権推進課

※参加無料。服装・靴は歩きやすいもので

